

子供や高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- ◇ 道路を横断するときは、少し遠回りになっても横断歩道を利用し、横断禁止場所では道路を横断しないなど、横断歩道による横断、横断禁止場所での横断禁止、信号に従う等の歩行者自身が、自らを守るための交通ルールの遵守を呼びかけましょう。
- ◇ 信号機のない横断歩道では、手のひらと顔を運転者に向けて「合図」をするなど、横断する意思を明確に伝えた上で横断（合図横断）することを呼びかけましょう。
- ◇ 子供の手本となるよう、自らが交通ルールを守り、日常生活を通じて安全教育を行うなどして、子供に正しい交通行動を習慣づけるよう呼びかけましょう。
- ◇ 高齢者に対する、加齢に伴って生じる身体機能の変化や安全な交通行動について理解を深める参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。また、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と着用を推進しましょう。

横断歩道における歩行者優先等安全運転意識の向上

- ◇ 子供や高齢者を見かけたら「速度を落とす」「道をゆずる」など思いやりのある運転を心掛けるよう呼びかけましょう。
特に公園の周辺や住宅街など児童等の通行が予想される道路においては、細心の注意を払うよう呼びかけましょう。
- ◇ 横断歩道に近づいたら、速度を落として歩行者の有無を確認するとともに、横断歩道付近での追い越し、追い抜きはやめるよう呼びかけましょう。
歩行者が横断歩道を横断していたり、横断しようとしていたりしているときは、必ず一時停止して歩行者を優先しましょう。
- ◇ 横断歩道において歩行者の通行を妨害する行為は、法令に違反するとともに、重大な交通事故に繋がる危険な行為であるので、絶対にやめるよう広報しましょう。
- ◇ 運転に不安のある方に対し、衝突被害軽減ブレーキ等の装備を搭載した安全運転サポート車の普及啓発を推進しましょう。また、運転免許証の自主返納制度、市町村や事業所が行う自主返納者に対する支援施策等について広報啓発を行いましょ。

自転車の交通ルールの遵守の徹底

- ◇ 自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」に定める自転車の通行ルールを遵守するよう呼びかけましょう。
- ◇ 自転車に未就学児を同乗させるときは、必ずヘルメットを着用させるよう呼びかけましょう。
- ◇ 自転車を利用する方などには自転車損害保険等の加入が義務づけられています、自転車損害保険等の加入義務について広く周知しましょう。